

平成 25 年度「冲永賞」の選考経過と授賞理由について

■平成 25 年度の冲永賞の選考経過について

- (1) 昨年 9 月、冲永賞の候補となる図書と論文を推薦を、労働関係の学者・研究者を中心に約 80 名の方々にお願いしました。
- (2) また、当センターの冲永賞「選考作業部会」委員の皆さんにも推薦をお願いしました。
- (3) 推薦の対象としたのは——「労働関係図書・論文等の表彰の実施要綱」に基づき——、平成 23 年 10 月から平成 25 年 9 月までの 2 年間に出版あるいは発表された図書あるいは論文です。
- (4) こうした手続きを踏んで推薦された図書と論文を、まず「冲永賞選考作業部会」において事前審査し、そののち、当センターの「冲永賞審査委員会」を、本年 1 月 31 日に開催、慎重かつ厳正な審査を行いました。
- (5) その結果、

ながのひとみ 著 『障害者の雇用と所得保障』（信山社）

を平成 25 年度の冲永賞授賞作とすることに決定いたしました。

なお、論文については、本年度は「該当なし」ということになりました。

■つぎに、授賞理由はつぎの通りです。

本書は、「障害者の雇用と所得保障のあり方」について、主として日本とフランスを比較しながら、

- ①障害者雇用政策
- ②社会保障制度による障害者の所得保障
- ③「障害の結果生じる特別な費用の保障」

という 3 つの観点に沿って深い考察を加え、多くの新たな知見と政策的含意を導き出した力作である、ということが出来ます。

本書の内容を簡単に紹介しますと——、

序章の「本書の問題関心」では、本書の狙いを述べるとともに、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスにおける現行制度とその特徴を文献サーベアーによって明らかにし、日本の比較対象国として、フランスが適切であることを明ら

かにしています。

第1章「日本」では、障害者雇用政策の中心をなす雇用義務（率）制度や、社会保障制度の障害年金制度などについて、その制度的沿革と現状を詳細に論じたうえで——、日本においては、

- (1) 個別の分野ごとに制度は整えられているが、それぞれの相互の関係づけや役割分担が必ずしも明確になっていないこと
- (2) 「障害者の労働能力を判定するシステムが欠けている」こと
- (3) 「障害のために就労できない場合でも、障害年金が支給されない」ケースがあること
- (4) 現行制度には「障害者の就労インセンティブを阻害する」側面があることなどを明らかにしています。

第2章「フランス」では、

- (1) 就労している障害者に対しては、雇用政策の枠内で就労に基づく所得保障を行い、
- (2) 就労が困難である障害者に対しては、社会保障・扶助制度によって所得保障を行うというように、両者の関係が分かりやすくなっていること。また、
- (3) 「社会保障制度による所得保障」と「障害に起因する特別な費用の保障」とは、それぞれの役割分担が明確にされていることなどを明らかにしています。

第3章「総括」では、第1章、第2章での議論を踏まえ、日本とフランスの比較法的分析が行われ、日本法への示唆として、

第1に、障害者雇用政策については、差別禁止原則の導入や雇用義務（率）制度強化などが今後の課題であること、

第2に、社会保障制度による障害者への所得保障については、障害年金の給付目的の明確化、障害者の就労インセンティブにも配慮した制度設計などが課題となること、

また、第3に、「障害に起因する特別な費用の保障」については、その費用負担を誰が行うべきかについて議論を深める必要があることなどを明らかにして

います。

以上のような内容からなる本書について、審査委員会では、つぎのような点を高く評価しました。

まず、障害者問題についての3つの視点、すなわち、①雇用政策による雇用の確保、②社会保障制度による所得保障、さらに、③「障害によって生じる特別な費用の保障」という3つテーマを包括的に取り上げ、フランスでの現地ヒアリング調査の結果を踏まえ、当該法制度に関する周到な日仏比較を行っていること。

また、今後わが国において、障害者権利条約の批准にむけた検討が避けられないであろうことを考えれば――、

- (1) 障害者雇用に対する「差別禁止」原則と雇用率制度がともに存在するフランスの法制度との比較を行うことは有意義であり、実際それによって、数多くの有益な政策的示唆を体系的かつ説得的に導き出していること。

さらに、

- (2) 学術専門書でありながら、その記述は平易で分かりやすいものとなっており、障害者の雇用と所得保障の問題について、一般読者の理解を深めるうえで裨益するところが少なくないことなどから、

本書は、障害者の雇用と所得保障の研究および政策形成に大きく寄与する研究書として高く評価することができる。

したがって、沖永賞にふさわしい作品であると判断いたしました。

選考経過と授賞理由の報告は、以上であります。

稲上 毅